

塩出浩之

戦前期樺太における日本人の政治的アイデンティティについて —参政権獲得運動と本国編入問題—

はじめに

敗戦までの40年間にわたってサハリン＝樺太の南部は日本の領土であり、そこには相当数の日本人が居住・生活していた。まず、日本の南樺太領有・統治の経緯について概観しつつ樺太（庁）およびその住民の置かれた政治的位置を考察し、関心の所在を示そう。

日露戦争中の1905年7月、南サハリンの首府コルサコフ市（日本名大泊）を軍事占領した日本軍は、同8月に樺太民政署を設置し軍政を敷いた。同9月、ポーツマス条約により日本は北緯50度以南のサハリン、すなわち南樺太を正式に領有した。そして1907年4月、民政署に代わって樺太庁が設置されたのである。なお、民政署～樺太庁は当初、南端の港湾部に位置し市街地のうちで北海道に最も近かった大泊に置かれたが、農業開発推進および軍事拠点設置の目的から1908年には内陸の豊原に移転され、ここに新たな市街地が建設された¹。

この樺太庁官制²の制定過程では、陸軍側が台湾と同様の総督制を敷くことを主張したのに対して、内務大臣の原敬が「内地」府県と同じく内務省の管轄下に置くことを主張するという路線対立があった³。結果として、樺太庁官制において長官には台湾総督の律令制定権のような権限は与えられなかったが、1907年「樺太ニ施行スベキ法令ニ関スル法律」（法律第25号）により、台湾と同じく法律の施行が勅令で定められる異法地域とされた⁴。なお管轄上は当初内務省、1910年6月に内閣直属、1913年に再び内務省、1917年に内閣拓務局、1929年には拓務省と度々変遷している。

樺太庁長官は府県知事と同様の行政事務に加え、鉄道・通信（郵便・電信・電話）・鉱山・国税といった、本国では中央省庁が担当する業務を対応省庁の監督のもと統括するという広汎な職権を有した⁵。いわゆる「総合行政」であり、これは行政事務について内務省の監督だけでなく指揮をも受けるという点を除けば台湾総督と同じであった。財政制度上これと対応するのが、やはり台湾を前例として定められた樺太特別会計制度⁶である。これは樺太庁が本国の一般会計とは別に独立会計をとり、行政費に加えて拓殖事業費（土木、鉄道、通信、植民など）を一括支弁するものであった⁷。このような総合行政と特別会計は、樺太庁が開発と行政とを共

¹ 三木理史「移住型植民地樺太と豊原の市街地形成」『人文地理』51—3、1999年、参照。

² 1907年3月15日、勅令第33号。

³ 平井廣一『日本植民地財政史研究』ミネルヴァ書房、1997年、178～179頁。

⁴ 衆議院での同法の審議過程では、台湾総督府の律令制定権を規定したいわゆる63法との類似性が懸念されている。

⁵ 前掲樺太庁官制、1907年。

⁶ 1907年3月、樺太庁特別会計法による。台湾を前例としたことについては衆議院での原敬内相の説明を参照（『第23回帝国議会衆議院議事速記録』1907年2月12日）。

⁷ 棟居俊一「樺太の財政」（大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第16巻・旧外地財政（下）、東洋経済新報社、1961年）、参照。著者は1928年5月～1930年4月の樺太庁長官。

に担うために必要とされたのである。

樺太はさきに述べた通り日本本国に対して異法地域をなしたが、基本的には「内地」法が準用された。これはもとより、樺太アイヌやウィルタ（オロッコ）、ニヴフ（ギリヤーク）といった樺太の先住民に対して、日本本国からの移住民が短期のうちに圧倒的多数を占めるに至ったからである。まず、ロシア領時代から日本からの出稼ぎ漁は盛んだったが⁸、領有以後はこれが一層大規模に展開し、多くの漁民が来住するようになった⁹。他面で、政府側が定住者増加のために奨励した農業移民は不振だったが、豊富な森林資源に依拠した林産業・製紙業や石炭採掘が盛んとなり、また樺太庁が鉄道敷設を推進したこともあって、労働者を中心とした移住も増加したのである。1918年、異法地域間の法律上の整合性を与えるため制定された共通法で「本法ニ於テ地域ト称スルハ内地、朝鮮、台湾又ハ関東州ヲ謂フ 前項ノ内地ニハ樺太ヲ包含ス」と規定されたのは、このような住民構成に対応する法制度を踏まえたものであった¹⁰。

にもかかわらず、樺太の制度が「内地」的だったというのは、あくまで法的側面に限ったことであった。樺太住民は以下に見るように、本国とは明らかに異なる統治体制下に置かれたのである。

まず、樺太での地方制度の整備は著しく遅滞した。領有以後、簡素な部落制度は作られた¹¹とはいえ、本格的な整備が始まるのは1921年の「樺太ノ地方制度ニ関スル法律」（法律第47号）、1922年の「樺太町村制」（勅令第8号）を待たねばならなかった。この樺太町村制も町村長および町村評議会議員は官選であり、1929年にこれが全改されて初めて、一級町村長・町村会議員の公選（二級町村長は官選）という所謂地方自治制の体をなすに至ったのである（法律第2号）。1929年の改正は別として、1922年の樺太町村制が台湾・朝鮮の地方制度よりも遅かったことは強調しておきたい（どちらも1920年）。これは一つには財源の問題による。入植促進のため樺太には地租が存在しなかったので租税収入は僅かであり、また町村の基本財産が皆無だったため、地方費の設定が困難だったのである。

そして何より見逃せないのは、樺太住民の本国議会政治からの除外である。これは、単に樺太が憲法発布以後に獲得された領土だったからというだけでは説明できない。後述するように1929年の樺太町村制改正は樺太に衆議院議員選挙法を適用するための前提としてなされたのであり、参政権の付与、あるいは本国行政への編入は他の時期にもしばしば提案された。し

⁸ 神長英輔「サハリン島水産業（1875-1904）をめぐる紛争—実態と構造—」『スラヴ研究』50、2003年。

⁹ ただし彼らは冬期には大半が本国に帰ったので、純粋な人口増加とは言い難い。

¹⁰ 衆議院本会議での同法案の審議に際し、政府委員（有松英義）は「樺太ハ内地人ト致シテ居ルノデ御座イマス、是ハ司法事務共助法ニ於テモ此主義ヲ採ッテ居リマス、樺太ハ即チ函館控訴院ノ管轄デ在リマスノデ、法令ノ上司法権ニ於キマシテ、今日地域ヲ異ニセザルモノト相成ッテオリマス、故ニ樺太ハ内地ノ中ニ包含スルコトニ致シテ居ルノデ御座イマス」と説明している（1918年3月1日）。

¹¹ 簡単に年表で示しておく。1909年部落総代規定（樺太庁令第31号）部落総代は住民から樺太支庁長が選任、1911年10月大泊、豊原、真岡に町会創設、1915年6月28日 樺太ノ郡町村編制ニ関スル件（勅令第101号）17郡4町58村に区画、引き続き部落総代が地方事務取扱い。

かし結果から言うと、樺太の「内地」編入は1943年4月、そして参政権の付与は1945年4月、台湾・朝鮮住民と共に与えられるまで実現しなかったのである。日米戦争末期まで徴兵が行われなかった台湾・朝鮮と異なり、樺太には徴兵令が1924年には既に施行されていた（勅令第125号）ことも考慮するなら、これを当然の推移とみなすことは難しいだろう。

本稿では、以上のように樺太が住民構成上「内地」同様とみなされながら、領有期間を通して本国に編入されず属領であり続けたのは何故か、という問題意識のもと、1920年代～30年代初頭を中心に樺太移住民の政治行動、政治意識を分析する。

以下では主に樺太で発行された新聞・雑誌記事に見られる政治的動向（団体、運動）と諸言論とを対照することで分析を進めるが、特に中心とするのは『樺太日日新聞』（1908年創刊、以下『樺日』）¹²、雑誌『樺太』（1929年創刊）である。これはまず何よりも、現状ではその他の史料が殆ど得られないことによるが、特に『樺日』は後述する通り本稿で扱う期間を通じて重要な政治的アクターであり続けたため、その意味でも分析する意義が大きい。

一 「植民地」としての樺太

まず、領有初期の樺太でどのような政治意識・政治動向が見られたかを、『樺日』を中心としてみたい。

豊原の有力建設業者・遠藤米七が経営の実権を有した¹³『樺日』は、当初樺太庁官吏の資金援助を受けた所謂御用新聞として知られるが、これは単純に“政府寄り”と解すべきではなく、あくまで樺太庁を支持・擁護するものであった。従って、「樺太経営問題」について「政府」が「保守的方針」を保持し、「現〔樺太庁〕長官の経営統治の根本方針が全然中央政府の認むる所」となることが難しいとすれば、その不満は「〔中央〕政府」に向けられた¹⁴。そして既に政党政治の時代を迎えていたこともあり、当局者のみならず「政党の公議樺太に及ばざる」ことも批判の対象であった¹⁵。「樺太開発の大計」のために「民心の統一、官民の和衷」を「標榜」する「全樺太主義」¹⁶ゆえにこそ、本国の政府及び議会に対してはしばしば不信を表明したのである¹⁷。

樺太開発に対する本国の態度への不満とは、言い換えれば「殖民統治上樺太の地位の不確

¹² 1908年、中川小十郎（樺太庁内務部長）の買収で3つの新聞社が合併して成立。

¹³ 樺太には領有以来在住。豊原商業会議所会頭など。のち樺太電気を経営。『樺日』の名義上の発行人は度々代わっているが、実権は遠藤にあったという。1913年、遠藤と樺太庁財務課長名義との合資となり、1918年、正式に遠藤に譲渡されたが、遠藤は間もなく、以前記者であった沖島鎌三（後述）へこれを譲った。山野井洋「沖島鎌三論」『樺太』第6巻第10号、1934年10月。

¹⁴ 「島是と国是（上）」『樺日』1910年11月16日。この「全然」は全否定の意味ではない。

¹⁵ 「島是と国是（下）」『樺日』1910年11月17日。

¹⁶ 「我社の立脚点」『樺日』1911年6月1日。

¹⁷ これは1890年代の北海道における札幌の請願運動を考えると理解しやすい（拙稿「明治立憲制の形成と『植民地』北海道」『史学雑誌』111—3、2002年3月。

定」なこと、「殖民地として満鮮台湾の経営に隠蔽せらるゝの形績ある」ことへの不満であった¹⁸。つまりかつての北海道と同様、樺太が植民地（植民の対象地）であるという認識は、従属性に繋がるというよりは開発推進要求のための積極的な意味合いを伴っており、その上で他の植民地よりも優先度が低いという問題意識があったのである。「樺太は、所謂内地殖民の一に過ぎず、王化に服せざる台湾の生蕃も有せず」と、他との比較で住民構成上の本国との近さは強調されることはあったが、それはあくまで「殖民政策」「経営の緩急前後」の上で樺太が軽視されることへの批判の論拠としてであった¹⁹。

こうした「植民地」としての樺太という認識は、樺太・北海道合併論への反応に顕著な形を取って現れた。すなわち、1912年初頭に行政・財政制度整理の一環として樺太庁を北海道庁に併合するという中央俱樂部²⁰の決議が伝えられると、『樺日』はこれを「將に勃興せんとせる樺太の産業を頓挫せしめ」、「北海道の一部野心家のため国家の利益を犠牲に供」するものだと批判した。北海道庁の下で樺太の開発が優先されるはずもなく、「単純なる出稼ぎ地」として「埋没に附する」のは必定だというのであった。仮に樺太が北海道の一部となれば制度上は樺太の本国編入を意味するはずだが、その可能性は期待も考慮もされていない。逆に、「凡て殖民地における画一制度を好ま」ず、「各殖民地」の「特殊の事情を最も巧に啓導して発達の途を与ふる事こそ、殖民政策の眼目」だとされたのである²¹。

樺太・北海道合併問題は、この後も1913年7月の北海道会でこれを要望する建議案（政友会提出）が決議される²²など、北海道側で盛り上がりを見せたこともあって²³数年にわたって争点となり、『樺日』もこれに反対し続けた。ところで、このような『樺日』の立場が樺太の内部でどう位置付けられるかを知る上で重要なのは、1912年の時点で同紙が「島内でも合併論者はないことはない」と認めていたことである²⁴。すなわち一つの勢力は、樺太庁が「西海岸を閑却する」ことへの「反逆の心」を有する「真岡有志者」であり、もう一つは「漁制問題の解決」に不満を抱き「合併問題を旗印として刺網問題を持ち出」そうとする人々であった。

前者は、樺太西岸に位置する第三の市街地・真岡が樺太庁の開発政策上重視されないことに住民が反発し、北海道に併合された方が偏重の是正になると期待したということと見られる。1910年末、豊原・大泊・真岡の各々で樺太開発の進展を期する団体が結成されたことを受けて、『樺日』はこれを各々の「地方的要求」と解した上で、全体的視野から「開発上最も須要なる要求」が優先されるべきだと説いていた。それは具体的には、本国との中継港として「東

¹⁸ 前掲「島是と国是（上）」。

¹⁹ 「政友会に望む」『樺日』1910年5月25日。ここでの「内地殖民」は、日本の領有していない満洲（租借地）・韓国（保護国）＝「海外殖民」との対比で用いられている。

²⁰ 1910年結成の政党。安達謙蔵、肥田景之、柴四朗ら。1913年解党、立憲同志会に合流。

²¹ 以上、「所謂併合説の虚妄」『樺日』1912年1月20日、21日。

²² 「拓殖振興並権利伸張ニ関スル件」、北海道会第13回通常会建議案第1号（北海道議会議事局編『北海道議会史』2、1955年、131頁）。

²³ 1915年8月には北海道新聞記者大会で決議された。「併合論の愚暴」『樺日』1915年8月28日。

²⁴ 以下、「日日小言」『樺日』1912年6月12日。

海岸」の大泊を採るということだった²⁵。また1914年5月には「樺太倶楽部豊原支部」が成立し、豊原を起点とした鉄道・道路整備のため500万円の樺太事業公債を起債する旨、および樺太各主要市街の基本財産造成について樺太庁に請願することを決議したが、この過程には山本喜市郎（『樺日』編集人）、遠藤米七、沖島鎌三（『樺日』記者）らが深く関与していた²⁶。このうち豊原起点の道路整備には、「島内各沿岸が鯨豊漁の声に生々の活況を呈するの昨今独り当町〔豊原〕のみ人気益々沈衰し行く」のを打開するための「豊原町の振興策」という意図が込められていた²⁷。他方、1915年には樺太庁が不凍港を求めて本斗（真岡のすぐ南に位置）への築港を決めたのに対して真岡築港期成会が激しい反対運動を開始し²⁸、豊原・大泊からも署名を獲得して帝国議会への請願を行った。だが『樺日』は「署名は多数〔豊原〕町民の意志に非ず」、「町民の大多数が築港賛成に傾き居る」ので「迷惑尠少なら」ず、と主張してこれを批判した²⁹。以上から見て、『樺日』の立場は樺太庁の政策支持と豊原起点の開発要望との両面を有したといえよう。豊原が首府である以上、これは容易に両立するものだった。

そして後者は、当時の樺太での漁業制度（樺太漁業令）が「主要魚族」（ニシン・サケ・マス）について大型定置網による建網漁のみに免許を与えていたため、特にニシンについて、中小漁民が刺網など他の漁具による漁を行えるよう制度改正を求めていたことと関係すると思われる³⁰。北海道では両方が認められていた（二網制）ので、併合が行われれば自ずと彼らの要望が実現するはずだったからである。樺太領有当初から続いていたこの漁業制度問題は、漁業関係者のみならず樺太庁をも含んだ対立の構図を作っていた。すなわち、建網業者の大部分は本国、特に北海道に基盤を持っていたため、この漁制改革要求は「樺太の漁利の大部分を樺太に均霑せしめよ」という主張を伴っていたが、樺太庁は免許入札者が納付する漁業料（租税外）の確保のため「建網一網制」に「固執」していた³¹。これは、当時の樺太庁の財政基盤の脆弱性と関係があった。前述の通り地租が存在せず、1918年以前は事業公債の発行も認められていなかった³²ため、本国一般会計からの補充金を除いては漁業料以外に有力な収入が存在しなかったのである。漁制改革を要望するグループは1913年以降、「樺太民会」を結成して本国議会に繰り返し請願運動を行ったが³³、『樺日』は「建網業者の既得権」「樺太庁水産

²⁵ 以上、「開発と地方的要求」『樺日』1910年11月18～20日。

²⁶ 「樺太倶楽部豊原支部成立す」『樺日』1914年5月3日。

²⁷ 樺太倶楽部豊原支部の決議と同じ日に、ほぼ同じメンバーで「豊原町民有志協議会」が開かれ、このような趣旨で陳情を豊原支庁長に行うことが決議された（「豊原町民の請願」『樺日』1914年5月3日）。

²⁸ 「築港牽制運動続報」『樺日』1915年10月3日など。

²⁹ 「築港問題と豊原」『樺日』1915年12月16日。

³⁰ 樺太庁編『樺太庁施政三十年史』1936年、第4編第2章、および杉本善之助編著『樺太の思出を語る』1959年、参照。また森田小六郎（愛知県、憲政会）提出「樺太現行漁業制度二関スル質問趣意書」とこれへの原敬内相の答弁書（『第31回帝国議会衆議院議事速記録』1914年3月18日）、および「議会に於ける漁制問題顛末」『樺日』1914年4月1日、参照。

³¹ 奇逸楼「其日便」『樺日』1915年6月9日。

³² 1918年3月30日、樺太事業公債法（法律第21号）。

³³ 前掲、杉本善之助編著『樺太の思出を語る』参照。杉本はこの運動の当事者。

収入」をどうするかという「具体的成案」のないまま請願を行うのは「脱線」でしかないと批判した³⁴。樺太庁支持のため、中小漁民の要求を退ける主張を行っていたのである。

また1914年12月、北海道の主力紙（政友会系）『北海タイムス』の観察によれば、併合問題についての樺太側の動向は次の通りであった³⁵。まず、『樺日』や『樺太時事』（大泊）といった新聞社は「非併合の声」を上げている。他方「建網派」、つまり漁制改革反対派と思われるグループは同年初め率先して「非併合運動」を行ったが、最近では経営の困難のため「合否に大なる苦痛」なく、特に動きが見られない。また樺太民会は「漁制改革以外関知」しないという態度を取っている。そして「一般商工者」は、合併の成否によらず「根本の変改は見るべくもなし」として賛否いずれにも加担していない、と。新聞社の運動については『樺日』が同年11月に樺太記者倶楽部総会（大泊）で併合反対を決議したと述べている³⁶のと符合し、“樺太庁御用”の『樺日』に限らず併合反対を主張していたことを示すが、その他の集団については各々の利害関係によって温度差があったと見られる。

以上から分かるのは、『樺日』が体現する「全樺太主義」に必ずしも包摂されない樺太住民の動向として、築港問題などの地方間対立、漁制改革問題などの産業構造上の対立が生じていたということである。また築港問題、漁制改革問題に共通する特徴は、樺太住民が帝国議会への請願に訴えたことであった。樺太庁長官の岡田文次は請願を「人民の権利」と認めつつ、「請願が何度採択されたからつて、政府当局に其意が無ければ漁制改革は所詮行はれ得可きでない」と述べているが³⁷、樺太住民が本国の議会を通じて樺太庁の施政を左右しようとすることは好ましくは受け止められなかったであろう。これらへの樺太庁の対応策は、さしあたり樺太内部に利害調整機関を設けることに求められたようである。すなわち、1916年初頭の『樺日』は築港問題をめぐる紛糾について、「樺太には未だ地方議会無」いことが「病原」と認め、しかし「自治制敷かれず、諸般の制度悉く内地と異なる」ため現状のままでは地方議会設置は困難だと述べた³⁸。以後、『樺日』は「自治制」の施行を「本島の開発上必要」として提唱してゆく³⁹。そして樺太庁が「一般自治制施行」について帝国議会に要望すると報じられた1920年1月⁴⁰に至って、『樺日』は「全島の民意輿論を代表」する「政庁の諮詢機関」となり、かつ「全島の抗議民論を統率誘掖」する「島民の合議機関」となるような代表制議会の構想を提起した。曰く、「新附の地」での「開発拓殖」に際しては「治者被治者の間」の「提携補翼」だけでなく、「被治者の階級」の「相互補助」が不可欠である。現状の樺太では「官民

³⁴ 前掲、奇逸楼「其日便」。

³⁵ 以下、「樺太併合問題」『北海タイムス』1914年12月12日。

³⁶ 前掲「併合論の愚暴」。当該時期の記事は得られなかった。

³⁷ 「樺太の諸問題」『樺日』1915年2月14日、16日。岡田と山本喜市郎（『樺日』主幹）との対談。

³⁸ 「病原存する所」『樺日』1916年1月9日。

³⁹ 「自治制を求む」『樺日』1916年9月26日。

⁴⁰ 「静平に満足せず」『樺日』1920年1月17日。実際には第42回議会在2月に解散したためもありこのときは提出をみず、第44回議会で1921年3月に「樺太ノ地方制度ニ関スル法律案」（政府提出）が可決された。

の間何等の角執^ツもないが、「民間」では「地方的に偏執し、局部的利益を独占せんとする傾向」が見られる。この弊害を除くために、各支庁管下で選挙により代表を選出し、樺太庁長官を議長として府県会同様「樺太全島としての諸問題を討議決定する統治機関」の設置を提唱する。またこれにより、「現在の如く問題毎に陳情請願を試^マみ、「而も其^{ママ}労功の伴はざる幣」をなくすことができる、と⁴¹。「官民」の対立が実際になかったかは別として、前述のように1910年代に顕著に現れた樺太統治上の問題を解決すべく、このような議会制度が構想されたのである。

しかし、右のような「自治制」・議会制度の構想が樺太・北海道の併合に反対する立場と両立していた、つまり地方制度の整備が直接的には本国編入を目的とせず、むしろ植民地経営のため属領としての地位を維持する立場から推進されたことは重要であろう。やはり1920年1月、『樺日』は「殖民地予算」について論じて、「中央議会」における「消極的集権財政」「収利主義的態度」を批判し、「母国議会は殖民施政に就きては、当該者をして、拓殖政策の上に、自由適切なる手腕を振しむるの意味を以てし、可及的干渉を避け、唯其施行に当りて厳密なる指揮監督を為すを以て最も機宜を得たる措置と信ずる」と主張した⁴²。樺太への議会設置は、樺太住民には「爾余殖民地」とは異なり「母国」での「政治的訓練」があるという自負を一つの論拠としていた⁴³が、にもかかわらず「殖民施政」の「母国議会」からの自律性は必要とされたのであり、本国政治への編入とは別個の問題だったのである。

もっとも他方で、前述したような住民の運動は、『樺日』が批判したように、管見の限り利益要求とそれに基づく請願に終始し、この時点では自ら政治社会の形成に向かうことはやはりなかったようである。1920年2月、『樺日』は「近く自治制の施行」が期待されるにもかかわらず「我^{ママ}樺太島民の政治に無関心冷炭^{ママ}なる」ことを難じ、「被征服者たり、新附の民たる朝鮮台湾人にして尚且参政権を要求するに非ずや」と説いた⁴⁴。正確な把握ではないが、前年の朝鮮における三・一独立運動が与えたような他の属領の従属民の政治化という印象に比して見れば、樺太住民が既に「政治的訓練」を有するという主張はいささか現状認識から乖離していたのであろう。

なお次項に移るにあたって付言しておく、1915年7月に樺太漁業令は改正され、ニシンの刺網漁、サケ・マスの地曳網漁が許可された。また漁業料（1923年より漁業税）は、一方では建網業者からの低減要求運動により引き下げられ⁴⁵、他方では「漁獲量の漸減」⁴⁶もあって、1910

⁴¹ 「政庁の諮詢機関 島民の合議機関」『樺日』1920年1月21日、22日。「地方的」「局部的」動向として具体的に挙げられているのは、豊原・大泊・真岡間の「航路問題」、「鉄道の奪取戦」、「港湾修築の前後」、「種畜の争奪」、「消防補助額」など。

⁴² 「殖民地予算」『樺日』1920年1月27日。

⁴³ 前掲「政庁の諮詢機関 島民の合議機関」。

⁴⁴ 「政治的自覚」『樺日』1920年2月13日。

⁴⁵ 額面上の引き下げだけでなく、従来は漁獲高あたりの累進課率だったのが、1918年には生産価格あたりの比例課率に変更された。加藤強編『樺太と漁業』樺太定置漁業水産組合、1931年、282～299頁。

⁴⁶ 樺太庁編『樺太要覧 大正十五年』1926年、104頁。

年代末には収入源としての地位を低下させていった。かくして漁業制度問題は、樺太の主要争点ではなくなってゆく。他方、以上の時期を通じて樺太庁は財政の自立化を企図して国有森林の払下げ制度を整備していたが、1910年代後半には林業が本格化し、以後は森林収入が樺太庁の主要な収入となった⁴⁷。ただし、森林資源の将来的涸渇が容易に予測可能にもかかわらず、この森林収入に依存して開発事業を進める、という樺太庁財政の不健全性は本国政府・政党から問題視され、ゆえに樺太はたびたび行財政整理の対象に挙げられることとなるのである。

二 「植民地」と「自治」、「立憲」

1920年代はその初頭に樺太地方制度の基礎的整備がなされ、また他方、台湾、朝鮮という他の属領で民族主義的運動の昂揚を見た時期であった。この時期、樺太住民の動向にはどのような変化が現れたらうか。なお、予め『樺日』の変化について触れておく。同紙は1918年に樺太庁との資金関係を解消し、その代弁者ではなくなったが、以後も樺太庁の支持・擁護は続いた。例えば、大泊の有力商人・大野順末⁴⁸の『樺太民友新聞』（大泊）が主筆の中村正次郎⁴⁹のもと、永井金次郎樺太庁長官⁵⁰の豊真（豊原一真岡）鉄道敷設を初めとする「放漫積極政策」、山林・土地の「利権的処分」を批判したのに対して、『樺日』は藤井尚治⁵¹を主筆に迎えこれを擁護した⁵²。また1921年7月には、遠藤米七の樺太電気に経理上の不正があると『樺太民友』紙が「批難攻撃」したのに対して『樺日』が弁護記事を掲載しており⁵³、樺太庁との関係を離れても対抗関係があったと推測される。

(1)「樺太ノ地方制度ニ関スル法律」が公布された1921年4月、豊原では「自治制の施行」を受けて「利害関係を同する者の結合」を企図する「立憲公友会」が結成された⁵⁴。この会の詳細は不明だが、発会に際しては遠藤米七が挨拶し、「本島最初の政党」と称した。しかし同日の議場では沖島鎌三が「本会の事業一切は勿論来るべき豊原町民会議員の推薦等総て」同会の役員で行うと発議し、柴浜の青木なる人物は「本会は全島の会合」だとして取り消しを要求したが、賛成多数で可決された⁵⁵。全島的政治団体を標榜しつつも、実質は『樺日』メンバーを中心とした豊原人士の団体だったのであろう。とはいえ、ここで「自治制」が「立憲」と結びつけられたことに意味がなかったわけではない。翌年初め、樺太町村制の実施を前にし

⁴⁷ 平井前掲書参照。

⁴⁸ 海産商か。樺太領有以来在住。大泊商業会議所会頭、大泊町長なども。

⁴⁹ 1921年～(?)。なお、1916年の時点では『樺日』記者。1924年に大泊で『大北新聞』を創刊、1933年死去（西鶴定嘉『新撰大泊史』大泊町役場、1939年、245頁）。

⁵⁰ 1919年4月～1924年6月。政友会系とされる。

⁵¹ 1921年10月～1929年6月（『樺日』による）。元政友会系地方紙記者。

⁵² 以上、「沖島鎌三論」『樺太』第6号第10巻、1934年10月による。

⁵³ 「樺太電気の真情」『樺日』1921年7月20日。

⁵⁴ 「公友会に望む」『樺日』1921年4月19日。

⁵⁵ 「雑感 公友会発会式」『樺日』1921年4月20日。

た『樺日』は「自治制度は立憲政治の訓練」と謳い⁵⁶、「自治団体」で「公務」を行うことは「参政権」付与の前提となる「立憲治下の国民としての政治的要素」の「訓練」として必須だと説いた。「樺太島民」は「十七八年の長年」にわたり「官憲の力にのみ依頼し」てきたという認識のため、第一に目指されたのはあくまで「自治の振興」だったが、展望としては参政権の付与により「立憲治下の国民」としての実質を得る可能性も視野に入ったのである。

しかし、他方で『樺日』はほぼ同時期に次のようにも論じた。すなわち、樺太町村制は町村長・評議員官選など、「内容」的にはともかく「形式」上は「自治」とは言い難い面がある。だが、「発展の途中にある植民地」は「内地同様の取扱い」を受けては「却て不利なる場合がある」のであって、場合によって「内地同様の進歩」と「発達未開の半面」との「使ひ分けの芸当」を行うことによって「多少無理な要求も通り、其結果は、島民の利福増進ともなるのだ」、と⁵⁷。また『樺日』は、「植民地統治」には「本国本位」と「植民地本位」の2形式があるとして後者の例に「今日の北米合衆国」ほか「英の自治的に成功した幾多の植民地」を挙げた上で、「母国の行政整理」のため「新興植民地を内地同様の法制に従属せしめよ」「樺太を以て北海道庁に合併せしめよ」と唱えるのは「全然無理解」だと主張した⁵⁸。恐らく樺太町村制の施行は、樺太が制度的に「立憲治下」に近付いたことを意味した一方で、それに伴って樺太が「植民地」としての自律性を喪失する可能性を改めて認識させたのであり、それゆえに樺太町村制が「自治制」として不完全なことは却って望ましいという見解が生じたのである。このような議論の中で、樺太のあるべき姿が独立したアメリカを含むイギリスの自治植民地になぞらえられたことは注意すべきだろう。

以上のような『樺日』の論調とは別にこの時期について確認しておきたいのは、樺太町村制の施行以後に各地で生じた動きである。まず、1923年7月には大泊で「樺太自治会」が発足したが、その趣旨は「島民の意見統一をはかり自治観念を培ひ以て内外に力を致して本島拓殖の業一層の進展に資せんとする」ことであつた⁵⁹。また、1924年1月には本斗町で、支庁長による町長更迭を不服として町評議員が総辞職を届出、「民意の無視」、「樺太自治制の欠陥」として批判するという事態が起こつた⁶⁰。この問題は2月、樺太庁内務部長が「変態自治制」の早期「常態」化と「当局」による本斗の「事情研究」とを約することで和解に至っている⁶¹。若干の事例ではあるが、これらは樺太町村制の施行が自治意識、また自治制完備への要求を喚起したものとみてよいだろう。

(2)「自治制」に伴って生じた「立憲」と「植民地」との二律背反的状态は、1924年半ばに

⁵⁶ 以下、月都生「自治制度施行の年を迎へて」『樺日』1921年1月1日。

⁵⁷ 「自治制考案」『樺日』1922年1月22日。

⁵⁸ 「植民地と母国」『樺日』1922年3月19日。

⁵⁹ 「樺太自治会発会」『樺日』1923年7月19日。

⁶⁰ 「本斗町評議員は御慶事後総辞職」『樺日』1924年1月22日。

⁶¹ 「本斗町長問題解決」『樺日』1914年2月14日。

一つの転機を迎えた。

この年6月30日、衆議院議員中野寅吉（福島）は「樺太二衆議院議員選挙法施行二関スル建議案」を提出した。しかし、これが樺太に報じられた⁶²ことが樺太で参政権獲得に向けた運動を引き起こした、わけではない。それどころか、『樺日』紙面に見る限りこの報道は何等の反応も呼ばなかった。

だが一方、同年8月初頭に加藤高明内閣の行政整理の一環として再び樺太・北海道合併案が提起された⁶³ことが伝えられると、樺太では大規模な反対運動が起こった。すなわち、豊原、大泊、真岡、落合町、栄浜村といった各地で合併反対の住民大会が開かれ、豊原で沖島鎌三を発起人代表として樺北合併反対同盟会が結成されると他もこれに合流した⁶⁴。『樺日』だけでなく『樺太民友』（大泊）、『樺太時事』（真岡）、『樺太実業』（同）といった各地新聞もこれに加わり⁶⁵、また同盟会との関係は不明だが、豊原・大泊・真岡の三商業会議所も反対運動のため連合大会を開催したようである⁶⁶。同盟会は、沖島鎌三（『樺日』）、高橋彌太郎、竹本正業（弁護士、以上豊原）、中村正次郎（『樺太民友』）、杉浦六彌（大泊商業会議所、以上大泊）、三井藤太郎、大多喜禧蔵（真岡商業会議所、以上真岡）、鶴沢宇八（前代議士、敷香）を上京委員に選び、本国中央政界での陳情運動を展開した⁶⁷。ほぼ全島レベルの運動とってよいだろう。

この反対運動の過程では、注目すべき議論の展開が見られた。まず『樺日』は当初、樺太は「現在の樺太庁の組織を以てしても不満足」な「プリミチーフな殖民地」であって、「内地延長の政治が既に行はれている」北海道とは「社会進歩の象状」が異なるから、併合どころか「寧ろ親任官の総督を置く」のが「至当」だと主張した⁶⁸。「殖民地」としての「進歩」は将来的には北海道同様の「内地延長」に繋がるとしても、現段階では逆に台湾・朝鮮のように強大な自律性こそが望ましいというのであった。これ自体は概ね、従来主張を改めて強調したものといえる。だが、大泊の西田彦平は次のように主張した。すなわち、樺太・北海道合併論などというのは「馬鹿気切った問題」ではあるが、「斯様な愚問題のもち上らぬやう予防」するには「樺太から速やかに代議士を選出し得るやうに運動」すべきである。「樺太人が反対

⁶² 『樺日』1924年7月2日。

⁶³ 主として政友会の主張による（加藤内閣の蔵相は高橋是清）。

⁶⁴ 「大泊町住民大会」『樺日』1924年8月8日、「真岡でも町民大会」同、「豊原町民奮起して（中略）樺北合併反対同盟会の活躍」同、「樺北合併反対と真岡町民の熱狂」『樺日』1924年8月9日、「決議文を各地に電送」『樺日』1924年8月10日、「落合の町民大会」同、「落合町の同盟会」『樺日』1924年8月13日、「栄浜村でもきのふ樺北合併反対の同盟会を開き氣勢を揚ぐ」同。

⁶⁵ 前掲「樺北合併反対と真岡町民の熱狂」。

⁶⁶ 「三商議聯合大会」『樺日』1924年8月9日。

⁶⁷ 「其筋へ陳情の為反対同盟会から続々上京」『樺日』1924年8月14日、「合併反対同盟会豊原上京委員昨日出発」『樺日』1924年8月15日、「本島の草分け 鶴沢氏決然起つ」『樺日』1924年8月16日。ただし上京委員は6名と報じられており、後三者中の2名はこれに入っていない可能性がある。

⁶⁸ 「不可解な整理案」『樺日』1924年8月2日。

しても政党に影響する虞はない」から「結局弱いもの虐めとなつて合併論などが持上る」のだ、と⁶⁹。つまり、本国政治により樺太・北海道合併のような議論で樺太が翻弄されることを防ぐためには、参政権を獲得すべきだというのであった。つまり、樺太の利害代表を本国政治に送るためにこそ参政権を必要とするという論理が生まれたのである。

また、樺北合併反対同盟会にも変容が見られた。加藤内閣の樺太・北海道合併案は8月末には消滅し、これは『樺日』で合併反対運動の「奏功」と評された⁷⁰が、同盟会の委員内部では同会を解散せず、「島民の輿論を実行する政治結社に変更」し、「中央に出て拓殖開発の為め大いに飛躍を試む機関」とすれば、「何等政治機関を持たない島民として」非常に有益だという主張が出た⁷¹。委員会では解散説を採るものもあったが、上京委員の報告のための住民大会（9月13日）で存続・解散如何が問われると「殆ど満場の賛成」で同盟会の存続が決議されたのである⁷²。これは、参政権のない現状で同盟会を実質的に樺太の政治代表として機能させようとする意図であったといえよう。

この決議の直後、『樺日』は衆議院議員選挙法の樺太への施行について、「略其目的を達成するを得た」合併反対運動に続くべき「今後に於ける島民が期待の標的として、今より直に実現運動に移る」ことを提言した⁷³。曰く、「開発の遅々として進まないのは「直接且権威ある民意上達の途なき」ためであり、合併論のような「不合理なる議論」が出るのは「樺太の事情を理解し、これを代表して忠実に弁明する代議士」を持たないからである、と。前述の西田彦平と同様、樺太開発のための政治代表の必要という論理が採用されたのである。

ただし『樺日』は、参政権問題について次のような「大泊町某有力者」の談話をも伝えている。すなわち、「樺太には口が無」く「内地人」は「知らぬが仏」を決め込んでいるため、「樺太人は殆ど樺太庁の同情（特に同情と云ふ）に依りてのみ発展し得る」のが現状である。ゆえに「樺太人」には樺太庁の「^(ママ)批政」を「あばき立て」ることは出来ず、また樺太庁自体も「国庫の補給金」のためには「政府や政党の御機嫌取りに従事」せざるを得ない。だが結局は、「樺太庁の専制」がもはや「社会状態も全く内地に比し遜色なき」樺太には不適當なのであり、今日は「民意上達の途を開」くことこそが「樺太を開発する所以」なのだ、と⁷⁴。この「有力者」は、確かに樺太「開発」のための参政権獲得を主張してはいるが、西田や『樺日』が帝国議会に樺太の利害代表を送ることに主眼を置いたのに対して、「民意上達」により「樺太庁の専制」を是正することに参政権獲得の意味を見出した。1910年代にも見られた反・樺太庁

⁶⁹ 「要は弱い者虐め」『樺日』1924年8月17日。

⁷⁰ 「合併反対奏功す」『樺日』1924年9月4日。

⁷¹ 「樺北合併反対同盟会を政治結社に改め輿論を実行する機関とし中央に雄飛の説」『樺日』1924年9月10日。

⁷² 「反対の報告大会」『樺日』1924年9月14日。

⁷³ 以下、「選挙法と我樺太」『樺日』1924年9月16日。

⁷⁴ 「選挙法と我樺太」『樺日』1924年9月18日。なお、この談話によれば前掲の中野寅吉による衆議院議員選挙法施行建議案は「純なる動機より出で居ないとの批判があつた」というが、詳細は不明。

的立場⁷⁵は、樺太・北海道合併反対運動を経由することで、志向は異なりつつも参政権獲得という目標を『樺日』を初めとする親・樺太庁勢力と共有するに至ったのである。

三 「内地延長」か「植民地」か 一樺太の参政権獲得運動と内務省移管問題一

樺太における参政権獲得問題を概観するため、まずこの問題の経過について略述する。

前述した通り、参政権獲得への掛け声は1924年9月、樺太・北海道合併反対運動の中から挙がったが、樺太で実際に参政権獲得運動が開始されたのは、1926年に入ってからである⁷⁶。すなわち同年1月末～2月、大泊の樺太自治会では「変態自治制改正」・「貴衆両院選挙法施行」・「船舶航路」問題について、豊原と提携して中央で運動を行うことが決定された⁷⁷。豊原でも、2月に樺太拓殖協会が「島民大会」を開催し、「自治制改正」「参政権獲得」「常備軍設置」について決議した。この大会では「大泊自治研究会」メンバーや『大北新報』⁷⁸『新日本』⁷⁹（共に大泊）の記者も演説を行い、「久春内自治研究会」からは祝電が送られた⁸⁰。かくして概ね全島レベルでの支持を得て、3月には遠藤米七・沖島鎌三ら「豊泊真〔豊原・大泊・真岡〕の三町」からの上京委員により、樺太町村制の改正及び樺太への衆議院議員選挙法施行のための陳情活動が開始された⁸¹。

この陳情活動を受けて1926年3月、第51議会で樺太への衆議院議員選挙法施行に関する法案が議員提出された⁸²。これは衆議院で委員会を全会一致で通過しながら上程をみず審議未了となり、以後に期待がかけられた。ところが、同趣旨の法案は1927年（第52議会）、1929年（第56議会）、1931年（第59議会）と三度にわたり衆議院で賛成多数で可決されながら（議員提出）、全て貴族院で審議未了となり、結局樺太参政権問題は運動としても途絶したのである。

このように樺太への参政権付与がなされなかった理由を、楠精一郎氏は政府（行政）側の

⁷⁵ 他にも、例えば1925年7月には小能登呂村の彼末嘉壽馬（元樺太庁）が「立憲殖民団」を結成し、「帝国政府」の「資本主義」的樺太経営方針を批判して「旧来在住民」であり「樺太住民の中堅」である「漁農牧業者」の保護と大規模な「定着植民」とを要求している（「立憲殖民団趣旨」『樺日』1925年7月4日）。

⁷⁶ 1925年10月に『樺日』は「島民の政治的運動」に「持久力のない」ことを嘆く（「選挙法と我樺太」1925年10月2日）と共に、「漁政問題で騒いだ程の熱血」を参政権獲得についても示すべきだと説いており、必ずしも住民の大きな関心を集めることが出来なかったものと思われる（「海無量」1925年10月2日。論者は台湾や朝鮮で「台湾議会」「朝鮮議会」開設のため「統制ある熱烈な運動の継続され」ていることにも言及した）。

⁷⁷ 「樺太自治会総会」『樺日』1926年2月2日、「大泊の樺太自治会」同2月10日。

⁷⁸ 1924年11月～、主筆中村正次郎（西鶴前掲書）。

⁷⁹ 1924年～、主筆酒井栄作（同右）。

⁸⁰ 「聴衆六百の盛況 八弁士の舌端火を吐いて島民大会兎に角成功」『樺日』1926年2月13日。

⁸¹ 「参政権獲得の為奔走する人々に対して久春内からも激励の電報を発す」『樺日』1926年3月10日、「樺太に選挙法施行の件愈議会に提出さる」同3月11日。大泊案の「船舶航路」や豊原案の「常備軍設置」については意見の統一をみなかったものと思われる。

⁸² 林田亀太郎（新正倶楽部）他1名、東武（政友会）他2名がそれぞれ同名の「大正14年法律第47号衆議院議員選挙法中改正法律案」を提出した。以下、樺太への衆議院議員選挙法施行に関する法案の審議については楠精一郎「樺太参政権問題」（手塚豊編『近代日本史の新研究Ⅷ』北樹出版、1990年）に簡潔に整理されている。

「一貫」した「時期尚早論」、特に「選挙法の樺太への施行が朝鮮、台湾在住民を刺激しその統治に支障をきたす虞があると考えていた」ことに求めている⁸³。しかし、以下に述べるように確かに政府が時期尚早論を唱え、また台湾、朝鮮住民への配慮を示したことはあったが、これは政府で樺太への参政権付与が考慮されなかったことを意味するのではなく、問題はその条件と手順とにあった。また、政府側の尚早論自体は必ずしも樺太住民が要求を取りやめる理由とはならなかった。従って樺太住民の政治行動の変化こそが、樺太参政権問題の途絶に決定的な意味を持ったと考えるべきだろう。前もっていえば、それは参政権問題が樺太の内務省移管という政府側の案と結合したことによるのである。

(1) まず、樺太住民の参政権獲得の論拠について確認しておこう。よくまとまった議論として、1925年8月の『樺日』論説「国民並みの権利」⁸⁴を挙げておく。曰く、樺太は「今尚プリミチーブな時代」ではあるが、「一六万島民中、先住民族が三千人位であるから、大局から云ふならば純然たる内地の延長」であって、「先住人民の多数を抱擁」する台湾・朝鮮とは異なる。また「自治制度」や戸籍法もあり、徴兵令や「内地以上」の「国税」といった「国家」への「義務行為」はありながら、「権利行為に至つては却て閑却されて居る」。しかも「変態自治制度」の伊豆七島や、千島列島でさえ今や参政権がある以上、「特殊事情」のない樺太が「無意味に他の植民地のお付き合をさせらるべき筋合」ではない、と。すなわち、①住民構成による「内地」性（他の属領との違い）、②臣民としての義務の履行と権利の欠如という従来からの論点に加えて、この時期に初めて問題となったのは③男子普通選挙（1925年5月、衆議院議員選挙法改正）により、本国で従来地方制度の未整備により衆議院議員選挙法の適用外だった地域の住民にも参政権が付与されたことだった。これは本国と樺太との差異を際立たせただけでなく、参政権の獲得には地方制度の「自治制」としての整備が不可欠、という従来前提を覆す論拠として用いられたのである⁸⁵。また本国と樺太との差異についていうと、他の例では、「北海道に居住する『アイヌ』人でさへ選挙権を行使しつゝある」ことも、「本島に参政権なきは既に権衡を失」しているとの主張に際して言及されたことは触れておくべきだろう⁸⁶。もちろん従前も、北海道のアイヌに納税制限以外で参政権を獲得できない理由があったわけではない。「〔樺太の〕人口の九割九分は内地人」⁸⁷として住民構成の「内地」性と参政権とを結びつける論理ゆえに、本国では普通選挙によりアイヌ「さへ」参政権を有するようになった、とアイヌの非「内地」性というイメージが強調されたのである。

以上のような参政権要求の論理は帝国議会での法案提出に際してもほぼ同様だったが、加えて、従来から議会で取り沙汰されてきた新領土への憲法適用問題に言及がなされたのも特徴

⁸³ 楠前掲論文。

⁸⁴ 以下、「国民並みの権利」『樺日』1925年8月12日。

⁸⁵ 例えば、黒龍生「海無量」『樺日』1926年2月19日。

⁸⁶ 豊原町から豊田樺太庁長官への陳情書、1926年9月17日（『樺日』同18日）。

⁸⁷ 同右。

的といえよう。第51議会での法案提出者・林田亀太郎の説明によれば、樺太が「内地」同様であるにもかかわらず今日まで参政権が附与されないのは、「只憲法ノ間違ツタ解釈」による。すなわち、台湾総督の律令制定権を定めた所謂六三法の審議（1896年、第9議会）で、政府委員水野遵は台湾では憲法中臣民の権利義務に関する規定は行われないと発言したが、これにより憲法発布以後の「新版図」では「天皇ガ詔勅ヲ発シテ其意見ヲ発表」することなしには憲法は施行されないという解釈が生まれてしまった。しかし、樺太は「名ハ新版図」だが「実ハ昔カラ我帝国ノ一部」であり、「風俗習慣」「人口」からみても「内地」同様であって、台湾、朝鮮とは区別すべきだ、というのであった⁸⁸。このような主張に対して、第52議会で政府委員後藤一（内務政務次官）は「樺太ハ他ノ植民地トハ其住民ノ民族関係ニ於テ、又其他ノ関係ニ於テ、其選ヲ異ニスルコトハ勿論」で「大体ニ於」いては「樺太ニ選挙法ヲ施行スルコトニ付テ反対ハアリマセヌ」と認めながら、「自治制度未ダ整備セザル関係」および「交通機関」の不十分なことを挙げ「今少シク時期ヲ延バシテ」から施行したい、また「樺太ニ憲法施行ト云フコトハ無論政府ガ認メテ居ル」のでこれは「憲法論」の問題ではない、と答えた⁸⁹。政府も、住民構成上樺太は台湾、朝鮮とは異なり参政権の付与が可能だという主張は認めていたのである。

このような政府の態度について、樺太側は「不完全の自治制、交通不便等は反対理由としては実に薄弱」とみなし、真相は「樺太に選挙権を与ふれば多年問題となつてゐる朝鮮や台湾等に対しても附与せねばならぬと云ふ皮相の観察から反対された」のだと推測していた⁹⁰。つまり、政府は台湾、朝鮮との関係で樺太に参政権を与えないのだという認識が、この時点では政府側が公言していない⁹¹にも関わらず樺太側にはあり、しかしそれは参政権獲得については「皮相」の問題に過ぎないと捉えられていたのである。そして、「他の植民地に対する均衡上の問題」を解消するためにも、台湾、朝鮮との相違について「理論的根拠を有力に」するため「自治制を改正し内地と同様にする」ことが目指された⁹²。樺太町村制の改正は1929年の第56議会で実現し、同年8月末には「参政権への第一歩」⁹³たる初の町村会議員選挙が実施された。かくして、同年12月には松田源治拓務大臣（浜口内閣）が「樺太に選挙法を施行するに最良何等躊躇すべき理由なし」と言明するに至ったのである⁹⁴。

ところが、以上の参政権付与に向けたステップは、次項以下に見るように樺太住民を深刻なディレンマに陥らせることとなった。すなわち、樺太内務省移管問題である。

⁸⁸ 『第51回帝国議会衆議院議事速記録』1926年2月26日。「昔カラ我帝国ノ一部」とは、1875年の樺太・千島交換以前の状態を指す。

⁸⁹ 『第52回帝国議会衆議院委員会議事録』、1927年2月4日。

⁹⁰ 「参政権問題其他に関する在京運動経過」『樺日』1927年6月15日（沖島鎌三演説）、18日（栗岡巴八演説）。

⁹¹ 後述するが、政府側が実際にこのような見解を表明したのは1931年6月のことである。

⁹² 「樺太拓殖の問題」（沖島鎌三談）『樺日』1928年6月1日。

⁹³ 「選挙は好成績 今後を誠む」『樺日』1929年9月4日。

⁹⁴ 『樺日』1929年12月17日。

なお、前述の町村会議員選挙に関して附言しておく、樺太では本国の男子普通選挙と同じく朝鮮人も有権者となり、この選挙では定員合計534人のうち4人の朝鮮人が当選している⁹⁵。ただし他方で、樺太アイヌ、ウィルタ、ニヴフといった先住諸民族は日本国籍を有するにも関わらず戸籍が付与されておらず⁹⁶、従って選挙権がなかった。

(2) 樺太を内務省管轄にするという案が政府で俎上に上ったのは、1926年、若槻礼次郎内閣（憲政会）下の行政調査会で朝鮮・台湾両総督府、関東庁、南洋庁を監督する拓殖省の設置案に伴う措置として提起されたのが最初と思われる⁹⁷。若槻内閣の倒閣により行政調査会自体が消滅し、この案は一旦立ち消えとなったが、1927年7月には田中義一内閣（政友会）下の行政制度審議会でも再び、拓殖省の設置案に付随して、「樺太ノ諸般ノ事情ハ内地ニ類スルモノアリ」⁹⁸として「樺太庁管轄換」が提案された。ただし内務省への移管は拓殖省設置が決定した同年11月の時点では「留保」となり、1929年6月の拓務省官制では結局樺太庁もその管轄に含まれることとなった。

『樺日』はこの内務省移管案について当初、「植民政策に理解がなく、その統治上における特殊事情を無視せる人々」が「自治制」「選挙権」の要望に接して「誤解」したことによる「愚論」だと批判した。すなわち、「他の植民地と沿革を異にし」、「所謂新附の民少」ないことは、参政権、自治制の論拠とはなっても、それを理由に樺太を内務省に移管することは「植民政策」の必要上あってはならないというのであった⁹⁹。かつての樺太・北海道合併論に対してと同様の反応を示したのである。とはいえ、参政権獲得に向けて現に運動しながら「内地」への編入を拒むという姿勢が説得力を欠いていたことはいうまでもない。「内務省に移管されると参政権問題も自然解決が付く」¹⁰⁰ことは明らかであり、このため『樺日』の見解は田中内閣期には一旦、「総合行政・特別会計の全部又は主要部維持」という「条件付の移管」なら「島民の不利益

⁹⁵ 拓務省管理局「樺太調査委員会関係資料」（国立公文書館自治省移管文書48、3A・13-8・96）所収、「衆議院議員選挙法ヲ樺太ニ施行スル件」1930年9月2日。1929年の人口構成は未詳であるが、1930年10月では本国人284198人（96.4%）、朝鮮人8301人（2.8%）、樺太人2164人（0.7%）、中国人319人、ロシア人170人、その他44人である（三木理史「戦間期樺太における朝鮮人社会の形成」『社会経済史学』68-5、2003年、より。％は日本国籍所有者中で筆者が計算）。『樺日』1929年9月10日の記事によれば、本斗町町会議員に当選した朴炳一（農場経営）については「投票の7割は内地人」であったという。この4人当選について、「我等に先づ籍を与へよ」（『樺日』1929年9月11日）では「大和民族の同化の力」を示しており、「内地に模範」となると評している。

⁹⁶ このうち樺太アイヌのみは、1933年1月に戸籍が付与された（1932年12月、勅令第37号）。樺太庁編『樺太庁施政三十年史』1685頁。

⁹⁷ 以下、昭和初年の拓殖（拓務）省設置問題と樺太内務省移管問題との関係については加藤聖文「政党内閣確立期における植民地支配体制の模索—拓務省設置問題の考察—」『東アジア近代史』1、1998年、参照。

⁹⁸ 内務省地方局「大正14年 行政制度審議会関係書類(3)」（国立公文書館自治省移管文書48、3A・13-7・79）所収、「立憲政友会政務調査会案第二（拓殖省新設其ノ他）」。

⁹⁹ 「樺太内地併合案」『樺日』1926年8月25日。

¹⁰⁰ 「移管問題の成行」（沖島鎌三談）『樺日』1927年9月2日。

ではない」¹⁰¹というものとなった。しかし以後も『樺日』では、前述のように参政権獲得のための「自治制」改正を唱える傍らで、「樺太が植民地扱を受けて拓殖省の管下にある方が利益であるか」、あるいは「内務省の管下に移され（中略）総合行政の主要なものを維持し、事実上於て植民地としての特恵を維持し、他方に於ては内地延長政治の特権を享受する方が利益であるか」¹⁰²、と路線を絞り切れない状態が続いた。しかも比較されるのは「植民地」か内務省移管かではなく、あくまで「植民地」か「条件付」移管かだったのである。もっとも「条件付」云々を別とすれば、「民権伸張」のため「内務行政に移」すべきか、「開発」・「拓殖」のため「植民地並の制度」、すなわち総合行政・特別会計を固守するかという「痛し痒しのヂレンマ」¹⁰³は、『樺日』に限らず樺太住民が直面したものだといえよう。

拓務省設置に伴い立ち消えとなった樺太の内務省移管案は、**1930年6月**以降、浜口雄幸内閣（民政党）下で行財政整理政策の一環として再び取り上げられた。すなわち大蔵省では、「狭小ナル」樺太における総合行政・特別会計の維持を不利益とし、また「内地ノ状態ニ近」く「殊ニ異人種問題ハ殆ント」ない上、「衆議院議員選挙法ノ施行ハ屢民間ヨリ要望セラレ唯時期ノ問題ナリト解セラル」ことにも鑑みて、樺太を「北海道各府県ニ近似シタル行政制度」とする、端的には「樺太県」を設置する案が作成されたのである¹⁰⁴。これは明らかに総合行政・特別会計の廃止を主眼とする案であり、『樺日』の提唱したような「条件付」移管とは相容れないものであった。また他方参政権問題については、同年**9月**に拓務省「樺太調査委員会」が、「衆議院議員選挙法ハ速カニ之ヲ樺太ニ施行スルヲ適当ト認ム」との答申を作成した。その理由は、「住民ノ大部分ハ内地人」である「樺太ハ他ノ植民地トハ別箇ノ取扱ヲ為スコトヲ得」る上に、「交通機関」、「町村制」という以前の「尚早」論をなした「消極的条件ハ殆ト除去」されたことであった¹⁰⁵。

以上の政府部内での構想が正確に樺太側に知られることはなく、ただ『樺太拓殖の根本方針』は内地の延長主義であると松田拓相が言明するにとどまった。これについて『樺日』では、「議決機関としての島会」が設置された段階で特別会計が廃止され「内地の府県並」になると解し、「間然する処なき拓計〔拓殖計画〕案があり、選挙法の施行があれば島会設置の遅延は余り問題視すべき事柄ではない」と述べた¹⁰⁶。従前から「島会」即ち樺太議会の欠如は樺太庁長官への陳情・請願が後を絶たない根本的要因として指摘され¹⁰⁷、『樺日』もその必要を認めていた¹⁰⁸。また同紙自体も、**1929年7月**に政友会→民政党の政権交代と共に樺太庁長

¹⁰¹ 「移管問題批判」『樺日』**1927年9月9日**。

¹⁰² 「拓殖省と樺太」『樺日』**1928年7月8日**。

¹⁰³ 中村正次郎「樺太よ何処に行く？」『樺太』第2巻第6号、**1930年6月1日**。

¹⁰⁴ 「樺太行政制度改正案」**1930年6月**（『昭和財政史史料』1—112—36）、「樺太県案」**1930年7月8日、15日**（同1—112—37）。

¹⁰⁵ 前掲「衆議院議員選挙法ヲ樺太ニ施行スル件」**1930年9月2日**。

¹⁰⁶ 以上、「内地延長主義の樺太の将来」『樺日』**1930年8月21日**。

¹⁰⁷ 奥山朗々「陳情請願運動の続出は要するに民意暢達機関なき為」『樺日』**1927年9月1日**。

¹⁰⁸ 「民意の発露」『樺日』**1928年6月29日**。

官が交代すると¹⁰⁹、「永続ある島民の為政意志を反映保留すべき機関」として「島会設置」を提唱し¹¹⁰、1930年4月頃には樺太中央協会を中心として陳情書も提出していた¹¹¹。にもかかわらず、同紙は樺太議会の設置が樺太の本国行政編入を早めると見ると、これに消極的な態度を示したのである。つまり、彼らが望んだのは「所謂内地延長の小部分に過ぎない処の選挙権だけの要求」であった¹¹²。これは、帝国議会に「植民地」樺太としての利益代表を送るといふ動機からの参政権獲得要求ゆえにこそその帰結だったといえよう。

しかし参政権に限った「内地延長」という要求は、政府側によって最終的に否定されることとなった。すなわち、第59議会に提出された「樺太二衆議院議員選挙法施行ニ関スル法律案」の貴族院特別委員会審議で、政府委員・武富濟（拓務参与官）は「趣旨ニ於テハ適當デア、決シテ之ヲ回避スベキデナイ」としながら、三つの「条件」を挙げた。それは「法律制度ガ内地ト全然同様」になっていない点の「改廃」の必要、「特別会計」から「一般会計ニ組入ルル」こと、そして「拓殖計画ノ樹立」であった。また小久保喜七議員（政友会）の「朝鮮台湾ノ関係ヲ顧慮スル必要ハナイデアリマセウカ」との質問に対し、武富は以下のように答えた。曰く、「多少顧慮スル必要」はあるが、樺太は「内地ノ延長ト云フヨリハ、所謂内地デ、内地ソノモノ」だから「遠カラザル中ニ、調査遂行後選挙権ヲ与ヘナケレバナラヌ」。だが朝鮮・台湾は「樺太トハ大分状況ガ違」い、参政権を与えれば統治に「余程ノ影響」がある。よって、「樺太ニ選挙権ヲ与ヘタト云フコトガ、朝鮮人並ニ台湾人ノ心持ヲ刺激イタシマシテ、我ニモ亦之ヲ与ヘヨト云フ叫ビノ起ツテクル起縁トハナルニ相違ナイ」けれども、「只今ノ所」朝鮮人、台湾人に参政権を与える考えは「政府トシテハ持ッテ居ラヌ」、と¹¹³。

つまり、朝鮮・台湾への「顧慮」を武富は認めているが、それは樺太への参政権付与を妨げる根本的要因ではなかった。既に見てきたように、この時期までに浜口内閣下の政府で樺太の内務省移管を前提に、参政権付与までも計画されていたことから考えれば、この「顧慮」は樺太の本国行政編入によって解消されるはずだったと見るべきだろう¹¹⁴。また従って、三つの条件の特に前二者、つまり法律・会計制度上の本国への編入がこの時点における参政権付与への殆ど最後のハードルだったことになる。第59議会での審議について縣忍樺太庁長官が「樺太島民に選挙権を附与するには、何れかといへば内務省に移管してから是を行ふのが合理的ではないかとの意見が有力であつた」¹¹⁵と述べたのは、以上の解釈と概ね符合するものだろう。かくして、4月に発足した第二次若槻礼次郎内閣（民政党）が臨時行政財政審議会を設置して

¹⁰⁹ 豊田勝蔵→喜多孝治。

¹¹⁰ 「刻下の急務」『樺日』1929年7月16日。

¹¹¹ 「島会の運命」『樺日』1930年4月16日。ただし「過般」とあり正確な提出時期は不詳。

¹¹² 「樺太の選挙権」『樺日』1931年1月7日。

¹¹³ 『第59回帝国議会貴族院委員会速記録』1931年3月27日。

¹¹⁴ 従って、楠精一郎氏が武富発言におけるこの「顧慮」を以て、政府が樺太への参政権付与を尚早とした「本当の理由」と解している（楠前掲論文、196頁）のには無理がある。

¹¹⁵ 「島民としては意見を纏めよ」『樺日』1931年6月25日。また、同年7月に樺太を訪れた徳川家達貴族院議長は「樺太の参政権問題は機既に熟して居る」と語った（『樺日』1931年7月21日）。

作成した、拓務省の廃止を含む大型の行政整理案¹¹⁶では、改めて樺太の内務省移管が検討されることとなった¹¹⁷。

この第59議会の結果は既に述べたように、参政権に限った「内地延長」という主張を覆すものであった。同じく1931年6月、『樺日』は「此の運動は蓋し逆であつた」と述懐して、次のように述べた。「樺太は他の殖民地と異な」って「内地と同様だから選挙権を与へよ」というなら「独り選挙権のみの内地延長を行はず、島の行政全体を内地延長にするならば、必然的に選挙権は付いて来る」。問題は「内務省移管の可否」なのだ、と¹¹⁸。同紙はこのとき「島民全体の輿論」を「統一」する必要があるとだけ述べ、自らの意向を明確にはしなかったが、結局豊原では10月、遠藤米七らの「樺太庁移管対策協議会」が総合行政・特別会計存続を決議してこれを「全島に檄」し¹¹⁹、『樺日』もまた、改めてこれに歩調を合わせた。すなわち、「選挙権を与へよ、と云ふことは内地人として取り扱つて呉れと云ふ叫び」であり、また「樺太が内務省管下に移されることは樺太人を内地人として取扱ふこと」で、「樺太人として誰も悦ばぬものはない」。だが、問題は樺太に収入上「大人扱ひを受けるだけの實力」がないことであり、ゆえに「総合行政は其俟にして置いて内地の仲間入」をしたいのだ、と¹²⁰。かくして『樺日』は、〈樺太は「内地」同様〉という従来の参政権要求の極めて重要な論拠を自ら半ば掘り崩してまで、総合行政・特別会計存置を主張したのである¹²¹。

樺太庁移管対策協議会は、さらに自ら「島民大会」を開催して同趣旨の決議を行い¹²²、島内の意見統一に向けて運動を開始したが、大泊においては「島民大会の意志と相当間隔」があり、結局歩調統一の交渉は決裂した¹²³。大泊では中村正次郎の主張により、「欠損を続け」ている鉄道・通信（特に電信電話）事業のみを切り離してそれぞれ鉄道省・通信省に移管し、後は総合行政・特別会計を維持したまま内務省に移管して「参政権」「地方自治権」を得るという案に決していたのである¹²⁴。なお直近の1926～1930年における樺太庁の収支を見ると、通

¹¹⁶ 宮本盛太郎「第二次若槻内閣」（林茂・辻清明編『日本内閣史録』3、第一法規、1981年）、228頁。

¹¹⁷ 前掲「島民としては意見を纏めよ」、および井上準之輔論叢編纂会編『井上準之輔伝』1935年、752頁。「樺太庁昭和7年度歳入歳出予算額査定表」1931年7月17日（『昭和財政史料』1 —112—38）は樺太庁の特別会計廃止に関する参考資料として大蔵省が作成したもので、この傍証といえる。

¹¹⁸ 「選挙権と内地延長」『樺日』1931年6月25日。繰り返しになるが、樺太側で朝鮮・台湾への「顧慮」により参政権が得られないと云う受け止め方はこの時点でも見られない。

¹¹⁹ 『樺日』1931年10月14日。

¹²⁰ 「内地になる樺太の悩み」『樺日』1931年10月17日。

¹²¹ なお、以下に述べる陳情運動に際して「島民大会」は、参政権の獲得は「日本国民として当然なる権利に基づくものにして、断じて行政の内務省移管と交換を条件とするものにあらず」と主張した（藤井尚治執筆の陳情書、『樺日』1931年11月6日）。だがこれこそは、さきの第59議会で政府側から否定された論理だったといえよう。

¹²² 『樺日』1931年10月21日。

¹²³ 『樺日』1931年10月22日、23日。

¹²⁴ 「内務省移管問題研究座談会」『樺太』第3巻第8号、1931年8月、天空堂人「移管問題のからくり」同第3巻第12号、1931年12月、「大泊の樺太行政研究会」『樺日』1931年11月14日。

信・鉄道事業の収支は各々一見ほぼ均衡しているが、事業費支出分を加えると明らかな赤字であり、歳出上は全体の3割以上を占めていた（付表参照¹²⁵）。大泊側はこれを切り離すことで、内務省移管により「参政権」「地方自治権」を得ながらも事業費による土木・拓殖・勸業費支弁、森林収入を維持し、かつ地方費の設定に伴う租税負担を軽減できると期待したものと推測される。だが、ある豊原商業会議所議員によれば、それは「全島的に見ていかも知れない」し、「大泊では鉄道、通信を切放しても良いであらう」が、「豊原の商工業と云ふ立場から見れば、反対しなければならぬ」選択であった¹²⁶。豊原と大泊との利害の相違が、ここに至って明確な対立構図をなしたのである。

しかし大泊を別とすれば、大半の町村は豊原の「島民大会」決議に同調した¹²⁷。樺太第三の市街地真岡でも、移管問題について「豊原の猛然起つたのは樺太庁の所在地なるが故」で、また「大泊の意見を異にするのは選挙権の附与を望まなかため」だとの観察はあったが、結局移管反対に決したのである¹²⁸。このとき真岡では、かつて漁制改革のため樺太庁に抵抗した人物である杉本善之助も、移管反対を積極的に主張した。曰く、移管には「島内各地において賛否両論」あり、豊原側が「移管反対の大会」を「島民の名において」行ったのは「はなはだしく失当」ではあるが、「与論の統一」のための「機敏」として「正当に理解すべき」である。大泊の移管賛成論は「不可能なる条件」によっており、「鉄道通信、農林」事業が分離された後、「果して総合行政の今日により以上に、樺太に親切な、そして誠意ある施設がなされるであろうか」という「危惧の念」は払拭しえない、と¹²⁹。まず確認すべきは総合行政・特別会計の廃止に加え、樺太庁の主収入をなす森林事業の農林省への移管も行政審議会で「相当有力に」検討中であると報じられており¹³⁰、内務省移管が大泊案の想定通りに行われるとは殆ど期待できなかったことである。だがそれ以上に、杉本のいう「危惧の念」とは「明日の生活」への「不安」¹³¹であった。恐らく他の町村も含めて、移管反対の根底にあったのは、いかに樺太庁の施政に不満があろうとも、移管によって従来の「生活」の前提が一変した際、状況が現在より好転するとは到底期待できない、という半ば心情的な判断であったと思われる。

かくして11月7日、「樺太庁移管対策島民大会」は豊原、真岡、本斗、久春内、留多加を初め、少なくとも「各地町村二十九名」¹³²の上京委員を送り出し、移管阻止のため陳情運動を展

¹²⁵ 平井前掲書、棟居前掲論文より作成。またこの表から見てとれるように、この時期、樺太庁の収支はたしかに黒字であるが、その大半は森林事業の収入によっていた。

¹²⁶ 前掲「内務省移管問題研究座談会」。

¹²⁷ 確認できた範囲では恵須取町（『樺日』1931年10月24日）、落合町（同11月5日）、栄浜村（同11月7日）、白縫村（同11月11日）、泊居（同11月7日）、知取町（同11月18日）、および以下に見る真岡。

¹²⁸ 「移管問題に対する真岡の有志懇談会」『樺日』1931年10月29日。木谷真岡商工会会頭の言。

¹²⁹ 杉本善之助「樺太の移管を反対する理由」1931年11月8日（同編著『樺太の思い出』1959年、所収）。

¹³⁰ 『樺日』1931年10月23日。同25日にも、井上準之輔蔵相と川崎卓吉内閣書記官長とが森林事業移管で一致し、これに樺太協会が反対していると報じられている。

¹³¹ 前掲、杉本「樺太の移管を反対する理由」。

¹³² 杉本『樺太の思い出』96、105頁。

開した。しかし、樺太移管案は11月5日には行政審議会を通過しており¹³³、14日に陳情を聴取した若槻首相（兼拓相）自らも、樺太が「森林収入」を「主要財源」とする限り「拓殖事業の円満なる発達」は期待できず、「現行の総合行政を解体して分割行政としもつと北海道や内地並の組織にして、開拓した方がいいと思う」と答えた¹³⁴。移管は確実となったのである¹³⁵。

ところが直後、樺太内務省移管案は別の要因により廃案となった。満洲事変勃発を受けての政友会との提携工作、いわゆる協力内閣運動に失敗した若槻内閣は12月11日に内閣不一致で総辞職した。そしてこれに代わった犬養毅内閣（政友会）は「産業立国」路線のもと、9月末に廃止が閣議決定していた拓務省¹³⁶を復活し、樺太庁の一般会計編入も中止したのである¹³⁷。

(3) 以後、参政権問題と内務省移管問題とをめぐる樺太内部の意見は大きく分裂した。大泊の大野順末は、行政審議会で移管が決定した時点で、前述した中村正次郎の部分移管案を「手前勝手」だったと批判し、総合行政が「領有以来二十五年」に及びながら「何等実績は挙がつてゐない」以上、「今回はいい機会」だと完全な内務省移管論に転じた¹³⁸。そして大野は移管中止後も、「樺太の漁業」の「行詰り」は「樺太庁の独裁政治のもたらした代表的な罪悪」だとして、「水産行政の確立」のためにも内務省移管は「絶好のチャンス」だ、「参政権」「地方自治制」により「樺太の行政は島民の意志が反映して、いやが上にも良くなる」と説いた¹³⁹。大野には移管すれば大蔵省から漁業資金の借り入れが可能だとの思惑もあったが、ともあれ総合行政に見切りを付け、本国行政編入により「島民」の政治参加で施政を改善すべしとの立場を取ったのである。

また、大野は「豊原は盛に、目先の見えぬ移管反対をやつて」おり「自己の打算のみに汲々」としていると批判したが¹⁴⁰、豊原発行の雑誌『樺太』も内務省移管・参政権獲得という同じ立場に立った。同誌は「農民漁民」の「窮状」をもたらした「樺太庁の放任主義的な植民」を批判すると共に、「現制度のまゝ」でも「森林収入の減少」により樺太庁の予算縮小は不可避だと指摘した。従って「豊原町の一部有志と、豊原の意見に賛成する全島の其の一統」が移管反対をめぐり「狂奔」しているのは「無定見」であり、とりわけ「豊原派は三年前より参政権獲得の運動をしてゐながら、総合行政を解体しての参政権付与には反対」を唱えるのは「無理解」の極みだ、とされた¹⁴¹。参政権に限った「内地延長」という、既に政府側から事実上棄

¹³³ 『樺日』1931年11月7日。

¹³⁴ 前掲杉本『樺太の思い出』96～97頁。

¹³⁵ 「樺太の移管愈々確定的」『樺日』1931年11月26日、「樺太の移管問題」（縣忍長官談）『樺日』1931年12月5日。

¹³⁶ 前掲『井上準之輔伝』759～760頁。

¹³⁷ 『樺日』1931年12月18日。

¹³⁸ 『樺日』1931年11月14日。

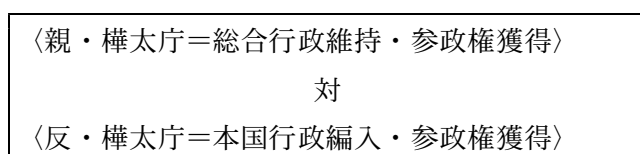
¹³⁹ 大野順末「内務省移管に依つて水産行政を確立せよ」『樺太』第4巻1号、1932年1月。

¹⁴⁰ 同右。

¹⁴¹ 「実情を認識して島是の確立を期せ 附・移管問題厳正批判」『樺太』第3巻12号、1931年12月。

却された主張は、豊原においても「一部有志」のものに過ぎないと指摘されたのである。

だが、『樺日』の主張には以後も大きな変化はなかった。1932年3月の論説で同紙は、「財政」の「逼迫」から将来の移管は不可避だと認めた。しかしながら、「樺太は未だ一本立ちの出来る成人ではない」と移管尚早の立場を固守し、かつ「開発の程度」は「参政権問題とは別個」であって、「総合行政でも特別会計でも選挙法を施行する上には何等差し支へが無い」と、移管抜きでの参政権要望という主張をも改めて表明したのである¹⁴²。すなわち、ここに次のような対立構図が明確となった。



両者は参政権獲得という目標を共有してはいたが、その手続き、すなわち樺太を「植民地」として統治し続けるか本国に編入するかでは全く相容れず、かつその対立は樺太庁の施政あるいは利益配分をめぐる対立とも結合していたのである。

以後、右の構図は少なくとも10年近くにわたって膠着し¹⁴³、結果としていずれの側も十分な運動を組織することはなかった。唯一、1937年の第70議会では3月に石坂豊一らにより衆議院に再び「樺太ニ衆議院議員選挙法施行ニ関スル法律案」が提出された（委員会通過、解散により審議未了）¹⁴⁴が、これに関しては当時の『樺日』を見る限り何等報道されておらず¹⁴⁵、樺太住民の要望を受けて行われたわけではなかったようである¹⁴⁶。

以上に見た通り、樺太住民への参政権付与については、殆どが本国出身者であるという住民構成上、可能かつ必要であるという認識を樺太側および本国政府・議会が共有していた。しかし、政府側がその要件として法・地方制度の整備に加え、台湾・朝鮮との関係で樺太を内務省への移管により本国行政に編入することを求めたのに対して、樺太側では開発のための「植民地」体制が失われることを恐れ反対運動が起こった。結果的には、これが参政権付与を先

¹⁴² 樺太の移管と参政権問題『樺日』1932年3月8日。

¹⁴³ 1941年に至っても、『樺太』が「樺太の内地移管」に反対する「拓務省と樺太庁に巢喰ふ一部官僚」を批判しているのに対して、沖島鎌三は「現在の特別会計総合行政制度」の「維持」のため「拓務省の管下の俣で」の選挙法施行を主張している。「国内行政機構改革と樺太の内地編入」および沖島鎌三「樺太現下の諸問題」、ともに『樺太』第13巻第1号、1941年1月。

¹⁴⁴ 衆議院編『第70議会帝国議会法律案』（議員提出法律案）、1937年、第25号。

¹⁴⁵ 他方で、林銑十郎内閣が拓務省廃止を計画していると報じられ、『樺日』はこれを樺太の内務省移管に繋がるものとして「反対の烽火」を挙げようとしていた（『樺日』1937年2月25日夕刊）。

¹⁴⁶ 提出者の石坂によれば、「〔樺太で〕昨年施政第三十周年記念ノ博覧会ガアリマシテ、当院ノ中ヨリ吾々同僚ノ方ガ多数彼地ニ渡ラレマシテ、実ニ此ノ地ニ衆議院議員選挙法ヲ実施セヌト云フコトハ、洵ニ遺憾ナコトデアルト云フコトヲ異口同音ニ申サレ」たことが法案提出の動機だった（『第70回帝国議会衆議院議事速記録』1937年3月28日）。

送りにした最大の要因だったといえよう。

また、この過程を通じて樺太単位での議会設置がしばしば論じられながらも、政治運動の主題となることが殆どなかったのは台湾・朝鮮と比較して特徴的だろう。これは税収入の少なさから地方費の設定が困難だったという条件にもよるが、親・樺太庁勢力が首府豊原で主導的位置を占めていたこともあって、「自治」要求が最優先課題となることがなかったのである¹⁴⁷。なお1937年4月には諮問機関として建議権を有する樺太庁評議会が設けられたが（樺太庁訓令第10号）、これが唯一、樺太議会構想をごく部分的ながら実現したものといえよう。また1939年には棟居俊一長官が「地方議会設置」案を提起し¹⁴⁸、雑誌『樺太』はこれに「期待」を寄せているが¹⁴⁹、実現はみえていない。

四 樺太の「内地編入」

最後に、戦時下における樺太の「内地編入」について簡単に整理しておく。

1942年9月1日、東条英機内閣は閣議において大東亜省の設置と共に「樺太ハコレヲ内地行政ニ編入スルコト」を決定した¹⁵⁰。これ以後、現在確認できる最初の「内地編入」案は10月13日に拓務省が作成した「樺太内地編入ニ伴フ行政財政措置大綱（案）」だが、この中で樺太庁は「北海道庁ニ準ズル独立官庁」とされると共に、鉄道・通信行政の各主務省移管、特別会計廃止、地方費会計設置などが立案された¹⁵¹。

ところが、19日に小河正儀樺太庁長官は「内地編入ニ関シテハ樺太現地ノ特殊事情ニ鑑ミ拓殖ノ進展ヲ阻害セザル様」として大略次のような案を提出した。

①鉄道・通信行政移管後における樺太庁長官への広範囲の権限委任、②鉄道・通信を除く特別会計の存置、③1944年度より地方費設定・地方議会開設、④「可及的速力」な衆議院議員選挙法の施行・貴族院多額納税者議員の選出¹⁵²

また、10月30日には樺太の市町村長、市会・町会議長、商工会議所会頭ら24名により、樺太庁の内務省移管に関して行政上の「特殊制度」の必要、特別会計の「絶対的」存続を訴える陳情書が拓務大臣宛てに提出された¹⁵³。

¹⁴⁷ 『樺日』は社説「長官、諮問機関問題を考究」（1937年2月20日）で、「島民の民権暢張に関する要求が、具体的には衆議院議員選挙法の施行といふやうな方向を執り、樺太の内部に於ける参政権、吾等の住む地方の経営に対する参政権の獲得（中略）に向ひ得なかつた」理由を、「直接の支配者に対する遠慮」だと説明している。

¹⁴⁸ 「樺太地方費法案」1939年10月（「昭和14年地方制度関係（樺太）」（国立公文書館自治省移管文書48、3A・13-8・99））がこれに当たると思われる。

¹⁴⁹ 「長官上京の鞆の中と拓務省」『樺太』第11巻第12号、1939年12月。

¹⁵⁰ 馬場明『日中関係と外政機構の研究——大正・昭和期——』原書房、1983年、410～427頁、また報道としては『朝日新聞』1942年9月2日。

¹⁵¹ 「樺太庁内地編入関係ノ一」（国立公文書館自治省移管文書48、3A・13-8・93）所収、「樺太内地編入ニ伴フ行政財政措置大綱（案）」。

¹⁵² 「樺太庁内地編入関係ノ一」所収、「樺太内地編入ニ伴フ措置ノ件」1942年10月19日。

¹⁵³ 「樺太庁内地編入関係ノ一」所収。提出者の中には前述の通り一旦は内務省移管論を採っていた大野順末（大泊町会議長、大泊商工会議所会頭）の名もある。

前掲の「措置大綱（案）」は11月1日の拓務省廃止により内務省に移され、11月12日、「樺太ノ地理的特性、開発ノ現状並ニ統治ノ沿革等ノ諸事情ニ鑑」み、次のように修正された。

①鉄道・通信（1944年度より移管）を除いての「広汎且総合的」な行政、②特別会計の「当分」存置、③地方費に関する「慎重考究」、④衆議院議員選挙法の「可及的速」な施行についての「考慮」¹⁵⁴

④の文言からみて、この修正が少なくとも前述した樺太庁長官の案を受けていることは明らかである。さらに同案は11月24日にも特別会計を「差当り」1944年度は存置する等の修正がなされたが¹⁵⁵、以後は大きな変更の無いまま「樺太内地編入ニ伴フ行政財政措置要綱」として1944年1月20日に閣議決定された¹⁵⁶。これに基づいて3月26日に樺太庁官制が全改され（勅令第196号）、翌27日には「樺太ニ施行スベキ法令ニ関スル法律」が廃止された（法律第85号、4月1日施行）。後者は樺太が法制上本国と一元化されたことを意味するが、前者での行政事務については各主務省の大臣が樺太庁長官に監督だけでなく指揮をも行うことが定められるにとどまり、鉄道・通信行政は分離されたものの、総合行政という体裁は保持された。そして樺太「内地編入」の性格を何より明確に示すのは、樺太庁特別会計法が結局廃止されなかったということである¹⁵⁷。

すなわち樺太の「内地編入」は、総合行政・特別会計を解体することなく行われたのであった。なお枢密院審議のため内務省が作成した「予想質疑」（1943年3月）には、特別会計維持の理由を問われた際の回答案として、これに代替すべき「地方費設置」の「困難」に加え、次のように記されている。

「樺太島民ノ意嚮トシテ特別会計ノ存続ヲ一種ノ安心感トシテ強く希望シテ居リマスノデ之モ考慮ニ入レタ次第デアリマス」¹⁵⁸

「樺太島民ノ意嚮」とは、前述した10月30日の陳情書と考えてよいだろう。「植民地」体制を維持したまま樺太を本国行政に編入するという（一部）樺太住民の要望は、確かに容れられたのである。

ただし、樺太への衆議院議員選挙法施行は前述の通り、「内地編入」から丸2年を経た1945

¹⁵⁴ 「樺太内地編入ニ伴フ行政財政措置大綱（案）」。

¹⁵⁵ 「樺太内地編入ニ伴フ行政財政措置大綱（案）」。その他、一般行政事務（拓殖、森林、鉱山、税務など）について樺太庁長官に「指揮監督」を行う主務官庁に関していくつかの変更が見られるが、煩瑣となるので割愛する。

¹⁵⁶ 「樺太内地編入ニ伴フ行政財政措置要綱ヲ定ム」（『公文類聚』第67編、1944年、第51巻・官職45・官制45（都庁府県2））。

¹⁵⁷ 正確に言えば日本の敗戦後、1946年9月法律第21号によって廃止された。

¹⁵⁸ 「樺太庁内地編入関係ノ一」所収、内務省管理局「樺太内地編入関係資料（質疑応答）」、1943年3月。なお実際の質疑では潮恵之助枢密顧問官より特別会計維持の理由を問われ、山崎巖内務次官が「特別会計二代へ新ニ地方費ヲ設定スルニ付尚考究ヲ遂ゲ成ルベク速ニ之ガ廃止ヲ期ス」と回答しているが、「島民ノ意嚮」に言及されたかは記録上不明である。「枢密院委員会録・昭和18年」（『枢密院会議文書』）所収、「樺太庁官制改正ノ件外四件（3月16日（1回）～3月18日（2回）」。前掲の11月24日版「措置大綱（案）」にも「立案ニ当ツテハ政府ノ方針ヲ体スルト共ニ長官、樺太島民ノ意嚮モキイタ」とのメモがある。

年4月までなされなかった。その理由を朝鮮・台湾との一括処理のためと推測することも可能だが¹⁵⁹、確証はない。

おわりに

属領・樺太の住民の殆どは日本本国からの移住民であったが、本国への編入は自明の価値とはならなかった。彼らの多くは樺太庁の開発事業に依存し、むしろ「植民地」としての統治の維持を望んだのである。対して、樺太庁の施政に不満を抱くグループは「自治」を求める傾向にあったが、両者は樺太・北海道併合論に一致して反対したことを機に、本国政治への発言権を求めて衆議院議員選挙法施行のため共に運動した。しかし政府が台湾・朝鮮との関係を考慮し樺太の内務省移管、すなわち本国行政への編入を同法施行の前提とする姿勢を示すと、親・樺太庁勢力は移管尚早論をとり参政権獲得運動は途絶した。樺太の本国編入は戦時下に至ってようやくなされ、しかも住民の要望もあって総合行政・特別会計は部分的ながら維持されたのである。

以上にみた樺太住民の政治行動とその論理は、筆者が以前に考察した1890年代の北海道民のそれ¹⁶⁰と構造的に共通している。原住民の少ない属領に本国からの移住民が主となって社会を形成した点で両地域はまず共通であり、どちらも政治的権利上の本国への統合か、開発保護のための属領統治維持かというディレンマに直面したのである。この方針上の分岐が統治政策・開発事業をめぐる住民内部の利害対立（地域間・業種間）に結びついた点でも、両者は同様であった。違いを挙げるとすれば、第一に領有時期による統治構造の相違という初期条件、第二に樺太住民が、全体として政治的権利よりも開発体制の維持を優先したことぐらいであろう。

同時期の台湾・朝鮮との比較も必要であろう。まず本国から台湾・朝鮮への移住民との異同についてはどうか。先行研究の明らかにするところでは¹⁶¹、彼らは「民権」「立憲国民」といった立場から自らの従属的地位に対する不満を有し、両総督府に対して抵抗的姿勢をとったが、台湾人・朝鮮人の「自治」運動、とりわけ台湾・朝鮮議会設置要求には否定的であり、「内地延長主義」の枠内での権利要求、具体的には「地方自治」の実現へとこれを抑制した。また彼らは、自らが台湾人・朝鮮人と同等の権利しか有し得ない場合には強い不満を表明した。自らを原住者より上位に位置付けた点で、樺太移住民の植民者意識は彼らと共通していたといえよう。だが、台湾・朝鮮とは異なり樺太移住民は彼ら自身が社会の中核を占めていた。原住者は「同化」政策の対象でこそあったが、その勢力あるいは民族主義化が政治的権利要求に際して問題とされることはなかったのである。

¹⁵⁹ 楠前掲論文はこの解釈を採る。

¹⁶⁰ 前掲拙稿「明治立憲制の形成と『植民地』北海道」参照。

¹⁶¹ 以下、岡本真希子「在台湾『内地』人の『民権』論」『日本史攷究』25、1999年、内田じゅん「植民地期朝鮮における同化政策と在朝日本人」『朝鮮史研究会論文集』41、2003年、を参考にした。両者にはもとより相違点があり、特に朝鮮では内地出身者集住地域に限定して衆議院議員選挙法施行を要望するという運動があった点（内田論文188頁）は注目される。しかしここでは両者の共通項に限定して論ずることとした。

他方、台湾人・朝鮮人の政治運動との基本的な相違は、樺太住民が統治組織（本国政府・議会、樺太庁）と同一の社会集団に属したことにある。このため、彼らは確かに属領統治に対する不満から政治的権利の要求や統治組織への抵抗を行ったが、それは独立を最終目標としていたわけではなかった。ゆえに彼らの運動ではしばしば利益要求が最優先されたのであり、また本国議会への参加要求に比して樺太単位での議会設置要求が等閑に附されたことも、これと深く関係するだろう。しかし、にも関わらず樺太の本国編入に対しては領有期間を通じて強い抵抗が見られた。開発体制を維持するためとはいえ、この一点では樺太移住民は結果的に台湾人・朝鮮人と同列に立ったのである。ここには、本国・原住民社会間の支配・従属関係とは別に、本国からの移住民社会の形成により固有の力学、いわば遠心力が作用していたことが示されている。

付表

(単位：千円)

①歳出

年度(西暦)	1926	1927	1928	1929	1930
総計	17,734	19,982	25,691	28,587	24,629
現業費 総計	4,017	4,451	6,053	7,112	6,714
通信費	1,348	1,552	1,742	1,963	1,896
鉄道費	2,170	2,356	3,751	4,680	4,433
事業費 総計	6,468	7,156	6,996	5,706	5,395
電信電話施設費	270	452	451	682	347
鉄道建設費	2,323	1,959	2,026	1,028	955
鉄道改良費	126	222	2,584	2,405	710

②歳入

年度(西暦)	1926	1927	1928	1929	1930
総計	22,322	26,877	32,646	32,339	26,544
官業収入	11,279	12,704	14,153	14,172	16,227
郵便電信	1,545	1,846	1,830	1,911	1,776
鉄道	1,916	2,105	3,654	4,770	4,452
森林収入	7,467	8,374	8,275	7,036	9,590

③通信費・鉄道費の会計上の割合 (%)

年度(西暦)	1926	1927	1928	1929	1930
通信・鉄道費／歳出総計	19.8%	19.6%	21.4%	23.2%	25.7%
(事業費を含めた場合)	35.2%	32.7%	41.1%	37.6%	33.9%
通信・鉄道の歳入／歳出	15.5%	14.7%	16.8%	20.7%	23.5%

④歳入(官業収入)－歳出(現業費・事業費)

年度(西暦)	1926	1927	1928	1929	1930
A 通信電話収入－通信費 (事業費を含めた場合)	197 -73	294 -158	88 -363	-52 -734	-120 -467
B 鉄道収入－鉄道費 (事業費を含めた場合)	-254 -2,577	-251 -2,210	-97 -2,123	90 -938	19 -936
A・Bの合計 (事業費を含めた場合)	-57 -2,650	43 -2,368	-9 -2,486	38 -1,672	-101 -1,403